

H30年度決算 総務建設常任委員会記録

令和元年10月16日

総務部・建設部・消防 会議録（抜粋）

（各項目の内容は、見やすいように抜粋し、順序を整理してまとめています。）

○野口博委員長

以上で説明が終わりました。

これから質疑に入ります。順次お願いいたします。松本委員。

○松本暁彦委員

おはようございます。それでは、質問をさせていただきます。

<総務部財政課>

まず1番目、決算概要3ページの一般会計決算概要についてですけれども、4億518万円の実質収支は黒字となっていますが、しかし経常収支比率は前年度より0.3ポイント悪化しているということですが、これがどういうことを意味するのか等々、平成30年度の財政全体の特色と評価についてどのようにお考えかお聞かせください。

続きまして2番目、決算概要34ページの（2）財政指標等のところで、積立金現在高と地方債現在高の関係についてですが、平成27年度と比較して積立金は減少しているものの、地方債もあわせて減少しています。このことは本市財政運営にとってプラスなのかマイナスなのか等、どうお考えかお聞かせください。

○野口博委員長

それでは順番にお願いします。谷内田課長。

○谷内田財政課長

それでは質問項目1番目の、平成30年度の決算の状況、全体的な特徴と評価についてお答えいたします。

まず平成30年度につきましては、一番大きい出来事として、やはり大阪北部地震、それから台風21号の被害、これらへの対応ということが一番大きな出来事であったのかなと感じております。

そういった突発的な事象に対応しつつ、通常、例年行っておる行政サービス等も実施し、なおかつ未来への投資も行ったという状況でございます。

先ほど申し上げた災害の対応につきましては、市民への支援、それから公共施設の復旧というところで、歳出の総額としては4億5,700万円を超える支出を行っております。

これに対して財源として国庫補助金、国庫負担金、それから地方債、こういったものを活用して、残った一般財源としては2億1,300万円ございました。これを財政調

整基金で何とか賄ったところでございます。

そういった状況も踏まえまして、決算の指標を見てまいりますと、やはり気になる点といたしましては、財政調整基金が3年連続で減少していること、それから委員からのご指摘がありましたように、経常収支比率が前年度から0.3ポイント悪化して100.7%になったというところが、やはり大きく懸念されるところでございます。

先ほど申し上げましたように、財政調整基金については災害への対応ということもございましたので、一定やむを得ない部分もあるのかなとも感じておりますけれども、やはり経常収支比率の悪化については2年連続で100%を超えているというところを財政課としては重く受けとめております。

財政運営の基本として、弾力的な財政運営というものがございまして、経常的な収支の余剰分を活用して投資的な経費を賄う、そういったことが財政運営における基本の一つであると考えております。

そういった弾力的な財政運営に向けて、今回の決算を踏まえて引き続き効率的な予算執行に取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。それから続きまして質問項目2番目の、積立金現在高と地方債現在高につきまして答弁申し上げます。

積立金につきましては、地方自治法第241条や、地方財政法第4条の3、それから第4条の4等で、その積立金について規定されております。

一方、地方債につきましても地方財政法第5条で規定されておりますが、やはり積立金については年度間の財源調整でありますとか、あとは特定の目的のための積立金、そういった指針に基づいて積み立てを行っております。

一方、地方債につきましても建設公債主義がとられておりまして、やはり世代間の負担の公平性を保持していくこと、これが一番重要なこととなっております。

それを踏まえまして、これまで積み立てし、地方債を発行等してまいりましたが、やはり本市におきましては、地方債については過去、地方債残高が430億円を超える年が普通会計でございました。

また積立金については、一番少なかった年で、平成17年には40億円少しという年もございました。

そういった過去も踏まえながら、地方債と積立金、それぞれのバランスを見て過去の教訓を生かし、これまでは地方債については減少に努めていき、積立金については、なるべく将来に向けた財源確保に努めてきたところでございます。

いずれにいたしましても、積立金、それから地方債、それぞれ過少になり過ぎたり過大になり過ぎたり、そういったことがないように、それぞれのバランスを見ながら積み立て、それから地方債の発行、それをしていくことが必要であると考えております。以上です。

○野口博委員長
松本委員。

○松本暁彦委員

それでは、2 回目の質問と、一部要望とさせていただきます。

まず初めに、1 番目の決算概要の一般会計決算概要についてですが、災害対応というところが4 億円を超えるというところで、それは一つ大きなものというところは理解をいたしました。厳しい状況でもあり、臨時に適切に財政運営に心がけたと理解をしております。

財政調整基金というのが確実に減っているという中で、しかしながら、そもそも自治体というのはお金をためるということは仕事ではありません。将来に備えて100 億円あればよいというような単純な話ではないかと思えます。

本市市民サービスの向上のための適切な財政調整基金については、どのようにお考えか。お聞かせください。

続きまして、2 番目の積立金現在高と地方債現在高の関係についてというところで、以前に比べて、今はすごくある程度、バランスを大分とれてきたのかなということを認識をいたしました。

やはり地方債については、世代間の公平性を維持するというところも理解をいたしました。本市の財政運営での融通に、バランスをとることで、しっかりと幅をきかせることとつながるものと理解をしております。

ぜひ、引き続きの積立金、そして地方債のバランスをとられて財政運営をしていただくように、これは要望で終わります。

○野口博委員長

2 回目の質問が終わりました。

順次、答弁をお願いします。谷内田課長。

○谷内田財政課長

それでは、質問番号1 番の積み立てについて答弁申し上げます。

これまでも決算審査等で財政調整基金、最低必要となる積立額については、標準財政規模の2 割というのを、一つの目安にしておりますというお答えをさせていただいたところでございます。

この2 割といいますのは、財政健全化法における財政再生基準となっております。この標準財政規模の2 割を超える赤字になりますと、財政再生団体、つまり行政サービスに大きな支障を来すというところから2 割を一つの目安としているところでございます。

また、過去の状況を見ますと、平成13 年度から平成17 年度の決算の状況を見ますと、この5 年間で40 億円を超える繰入金、基金からの取り崩しを実行しているという過去もございます。

この2 点を踏まえますと、やはり適切な額と申しますか。まずは、必要最低限な額と

しては、この標準財政規模の 2 割、現在、標準財政規模が 1 8 8 億円ぐらいですので、これの 2 割となりますと 3 7 億 6, 0 0 0 万円ほどと。

それから、過去の状況を見ますと 4 0 億円というのが、一つの目安になってくると考えておるところでございます。

必要最低限としては、そういった金額になろうかと思えますけれども、先ほどの 1 回目の答弁でも申し上げましたとおり、やはり積立金と地方債の残高、このバランスが大事にもなってくると考えております。

これは、財政健全化法の中で健全化判断比率、毎年算定し議会にもご報告申し上げます。けれども、そのうちの一つとして、将来負担比率というものがございます。将来負担比率は、基本的には地方債の現在高がどれぐらい将来の財政の負担になってくるのかというものを示す指標になっております。この算定の中では、地方債等の将来負担額から充当可能な基金の額を控除して、将来負担をあらわすというものになっております。

そういったことを踏まえますと、やはり地方債と、それから積立金のバランスをとって、将来の財政状況を踏まえて、現在の財政を運営していく。こういったことが必要になってくるのかなと考えておるところでございます。

以上です。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

それでは、3 回目、ほぼほぼ要望となります。

まず、1 番目について、財政調整基金の考え方というところで、少なくとも 7 7 億円は保持をしておきたいと。そういう中で、今後の必要なところ、例えば千里丘駅西地区再開発でしょうかね。そっちのほうでしっかりと活用するというようなことと認識をいたしました。やはり、毎年、財政調整基金が減っております。この財政調整基金を今適切に運用するかしないかということでは、まちづくりが変わっていくのかなと。その後の税収に大きな影響を及ぼすものかと思えます。

ぜひ将来の豊かな本市まちづくりのための財政運営というものを、やはり財政課としてもしっかりと考慮をしていただきますように、我々、地元市民がよく言いますのは、投資ということを言っております。ただ目張りするものではなくて、むしろ積極的に今必要なところにしっかりと政策のビジョンを取り組むことで、非常に返ってくるものは大きくなると。そのようなところを考えております。ぜひ必要な際は、積極的かつ柔軟に財政調整基金を活用して財政運営をされることを要望いたします。

1 番目は以上です。

<総務部市民税・納税・固定資産税課>

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして3番目、決算概要11ページのところで、寄附金等に関してですが、市税のふるさと納税の本市へ入ってきた分と他団体へ出ていった分の状況についてはどのようなものかお聞かせください。

続きまして4番目、決算概要62ページの市民税課の一般事務事業のところですが、平成29年度の決算審査において、私のほうで課税漏れ問題の適切な措置による再発防止を要望いたしましたけども、平成30年度はいろいろと対応されたと認識しております。改めてどのようなものだったのかお聞かせください。

続きまして5番目、これは事務報告書85ページのところで、各種証明書の発行をされていると理解しておりますが、昨年の特色としては大阪北部地震の災害対応で、固定資産税課も総動員で地域を回られていたというのは記憶するところですが、その際の罹災証明書の発行状況についてはどのようなものであったのかお聞かせください。

○野口博委員長

川本課長。

○川本総務課長

それでは質問番号3番のふるさと納税の歳出入の歳入の部分についてお答え申し上げます。

決算書53ページに一般寄附金が714万円とありますが、このうち、ふるさと納税としての寄附金の受け入れ額は329万円でした。

以上でございます。

○野口博委員長

妹尾課長。

○妹尾市民税課長

それでは質問番号3番のふるさと納税の歳入と歳出のところに関しまして、お答え申し上げます。

平成29年中に市民の方が他団体にふるさと納税をされた寄附金額が約1億7,360万円、それに対しまして平成30年度の個人市民税のふるさと納税に係ります寄附金の控除額が約8,070万円となっております。

続きまして質問番号4番、平成29年度の課税ミスがあったこと。また平成30年度でその対応についてどうだったかというご質問でございました。

昨年度、当初課税におきましてミスがありましたのは課税漏れのミスということで、一部の年金支払い報告書のデータの取り込み漏れが原因でございました。

これは取り込み結果についてのチェックも十分にできていなかったために起こったものでございます。

ご迷惑をおかけした市民の方には大変申しわけないことをいたしました。この反省を踏まえまして、平成 31 年度当初課税事務におきましては、この取り込むべきデータのリストを用いまして、複数の職員で取り込みができているかどうかといったことのチェックを行いまして、取り込み漏れがないということの点検をいたしまして、ミスの防止に努めたところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長

中西部参事。

○中西総務部参事

私のほうから質問番号 5 番の大阪府北部地震及び台風 21 号におけます罹災証明の発行条件及び件数についてお答え申し上げます。

罹災証明につきましては、発行の申請がございました市民に対しまして現地調査を行いまして、内閣府基準に基づいたその損壊割合を算定いたしまして、罹災証明の発行をいたしております。

実際にそれぞれの地震、台風での申請件数につきましては、大阪北部地震の申請件数が 2,762 件、そのうち発行しました罹災証明の損壊割合別に言いますと、半壊が 44 件、一部損壊が 2,697 件、そしてそれ以外、その他ということで、家屋以外の附帯設備の損傷でありましたり、被害がなかったというものが 21 件ございました。

次に、台風 21 号につきましては、申請件数が 1,455 件、そして損壊割合別にいきますと、半壊が 26 件、一部損壊が 1,326 件、その他の分で 103 件という形になっております。

以上です。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、3 番目のふるさと納税の件についてというところで、この状況については理解をいたしました。昨年と比べてもほぼ変化ないというところだと思います。

これについては、昨年の決算審査でいろいろと述べさせていただき、それを踏まえ対応策も検討されている状況であると理解をしております。

ただ、少し言わせていただきますと、まずもってふるさと納税の趣旨であるふるさと

のために応援したい方々、本市をふるさととする方々にとって、その気持ちに応えられる制度にしなければなりません。応援したいのに、それを受け入れる環境がないことは、双方にとってマイナスであるかと思います。

そして、もう一つは、やはり本市から他市へ出ていく 8,000 万円の重みというものを、もう少しやはり重く受けとめ、この金額であれば、公共交通の向上、あるいは職員の増員、防災備蓄の増強、中小企業支援などなど、もっと多くの市民サービス向上施策ができます。ふるさと納税は活用次第で、本市にとって大きなメリットになるかと思っています。

最後に、新しいふるさと納税施策については、少なくとも職員の方々が、まずもって魅力的に思うものを打ち出されることを要望します。

結果はどうなるかは、ふたを開けてみないとわかりませんが、政策構築の段階で職員の方々が寄附したいと思う気持ちを醸成できないようなものと判断されるものであれば、行う意味がないかと思っています。これは、広報課も含めて全庁的にしっかりと検討されることを要望いたします。3 番目は、以上です。

つきましては、4 番目、市民税課の課税漏れ問題の適切な対応による再発防止というところですが、いろいろと工夫をされて一年間、特にその問題等議会に上がっていないところで、適切にされたと理解をいたしました。

そこで、改めて確認ですが、業務量というものは、実際、平成 29 年度と平成 30 年度でどのような違いがあったのか。お聞かせください。

続きまして、5 番目の罹災証明書の発行の件数について確認をしました。やはり非常に大きな件数があると。しかも、地震と台風というところでダブルパンチというところで、それでもしっかりと対応をされたというところを理解をいたしました。混乱しながらも、できる限り、当時の状況も踏まえて対応されたと評価をいたします。

その教訓を今後の対応にも生かされるノウハウをしっかりと、次に残されるように、これは要望で終わります。

○野口博委員長

妹尾課長。

○妹尾市民税課長

それでは、質問番号 4 番の市民税課で取り扱います当初課税事務の平成 29 年度と平成 30 年度での業務量の違いというお問い合わせにお答え申し上げます。

平成 29 年度で取り扱いをいたしました当初課税事務においては、給与支払報告書など課税資料のほうで 12 万 4,714 件ございました。

次に、平成 30 年度で取り扱いをいたしました当初課税事務における課税資料につきましては 12 万 9,734 件と、比較いたしますと、約 5,000 件ほど増加している状況で、業務量もそれに伴って増加しているという状況でございました。

以上でございます。

○野口博委員長
松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、4 番目の市民税課の業務量のところですけど、納税者もふえる等で業務量というのがふえているということにそれについては理解をいたしました。ぜひ引き続き創意工夫をしていただき、問題等がないように、そして、しっかりと業務を進められるように要望いたします。

以上です。

<総務部総務課>

○野口博委員長
松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、決算概要 4 6 ページの市政功労者栄典表彰事業について、この執行状況が低いというところで、その理由についてお聞かせください。

○野口博委員長
川本課長。

○川本総務課長

それでは質問番号 6 番、決算概要 4 6 ページの市政功労者栄典表彰事業の執行率が低い理由でございます。

これにつきましては事業全体としまして、当初、受賞者を 5 0 人と想定して予算を組んでおりましたが、実際には受賞者が 3 3 人と当初の予定よりも少なかったため、事業全体的に執行率が低下したものでございます。

また当該事業のうち筆耕翻訳料の決算額がゼロとなっておりますが、これにつきましては市政功労者表彰の式典の会場に掲出する式次第の筆耕をシルバー人材センターのほうにお願いする予定で予算計上しておりましたけれども、実際にはパソコンで作成して大型プリンターで打ち出したものを掲出したため、筆耕翻訳料としましては執行がございませんでした。

以上でございます。

○野口博委員長
松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、6 番目、市政功労者表彰授与についてというところで、執行状況の低い理由については、該当者が少なかったということと理解をいたしました。

このような表彰というのは名誉なことでありますので、受賞者にとって誇りになるものです。ぜひ、引き続き漏れのない表彰というものを、適切にされるよう要望いたします。6 番目も以上です。

<総務部情報政策課>

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして7 番目、決算概要 5 2 ページのシステム構築及び改造委託料について、その内容をお聞かせください。

○野口博委員長

榎納課長。

○榎納情報政策課長

質問番号 7 番、システム構築及び改造委託料の内容についてご説明させていただきます。

システム構築委託料につきましては、システムの新規構築や再構築に対応するための経費を執行いたしております。

平成 30 年度の主なものといたしましては、職員が使用する L G W A N 系ネットワーク及び教員等が使用します校務系ネットワーク、この両方のネットワークを再構築するための委託料として支出させていただいたものでございます。

またシステム改造委託料は、業務系システムや内部情報系システムの制度改正や機能追加に伴うシステム改造に係る委託料を執行いたしております。

平成 30 年度の主なものといたしましては、今年 5 月に元号が平成から令和に変更となりました。

この新元号対応のため、各システムの改修費用として支出させていただいたものでございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、7 番目のシステム構築改造委託料についてというところで、ネットワー

クの構築、あるいは元号の改元、そして、教育委員会等々のところでのものと理解をいたしました。

改めて、このシステム構築の成果というものは、これはやはり事務作業の軽減のため、効率化のためというところで理解をしておりますが、このシステム構築の成果というものは、どのように認識をされているのか。お聞かせください。

○野口博委員長
榎納課長。

○榎納情報政策課長

それでは、質問番号 7 番、ネットワーク及び元号対応等システム構築、改造委託料を支出して業務の効率化が図れたものだと理解しますが、その成果についてのお問いでございます。

まず、ネットワークの更新に関しましては、平成 25 年度に再構築したセキュリティー水準を前提に、機器は前回と同等の価格帯のものに更新をさせていただきました。技術革新で性能が上がっていることによりまして、特に無線通信の速度や安定性が向上したものでございます。

また、今回は住基系、L G W A N 系、インターネット系、校務系等の間に系統間ファイアウォールを設置し、このことによりセキュリティーは維持、また強化したものと考えております。

なお、情報系ネットワークと教育ネットワークの更新を同時に今回実施したことによりまして、ネットワークの制御、無線制御、認証等の機器を両ネットワークで共有しつつ、論理的に分離することによりまして、セキュリティー水準を維持しながらも費用を抑えることができました。

また、元号対応におきましては、対象システムは住基等の基幹システム、それから介護保険、障害福祉等の福祉系システム、さらに財務会計システム、文書管理システム等多くのシステムに対応することとなりました。

平成 30 年度の早い時期から準備、連休中の作業等と各担当課の協力を得ながら進めさせていただきました。そのことによりまして、5 月 1 日を基準に新元号を用いることとなりましたが、大きな問題もなくシステム改修対応を終えることができたものが成果であるかと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長
松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、7 番目、システム構築及び改造委託料の成果ということをお聞きをしま

した。しっかりと費用の軽減、そして、業務量の軽減、また、改元等での迅速な対応と。特に問題はなくできたということが大きな成果というところについては理解をいたしました。これについては評価をいたします。

また、今後、各自治体等と言われてるのが A I の活用というところでございます。さらなる業務量の負担軽減、そして、それにかわってしっかりと人でなければならないところ、そういったところをぜひ今後も情報政策課としてもしっかりと検討していただいて、業務に進まれるように要望いたします。

7 番目は以上です。

<総務部防災管財課>

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして 8 番目、決算概要 4 8 ページの市立集会所管理事業についてというところで、大阪北部地震後の修復状況についてはどのようなものであったのかお聞かせください。

9 番目、決算概要 1 3 0 ページの防災資機材及び備蓄用品について、地震、そして台風 2 1 号で活用した備蓄というものはどのようなものかお聞かせください。

続きまして 1 0 番目、決算概要 1 3 2 ページで、防災教育推進委託料について、執行済額がゼロというところで、その理由についてお聞かせください。

1 1 番目、これも決算概要 9 2 ページの災害救助事業と、1 3 2 ページの大阪北部地震等災害対策事業について、この事業内容はいずれも災害対応と認識しておりますけども、あわせてその内容についてお聞かせください。

続きまして 1 2 番目、これは事務報告書の 6 0 ページで、自主防災訓練について、地震と台風での後の訓練というところで、これらの災害の教訓をどのように工夫されたのかお聞かせください。

1 3 番目、事務報告書 6 2 ページのここにある防災演習事業について、まず対策本部訓練の内容について、どのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災管財課長

では質問番号 8 番、市立集会所の去年の自然災害を受けました、その復興状況でございます。

まず地震では 1 か所、千里丘第 8 集会所の外壁が被害を受けました。また風害では 1 5 か所、主に集会所の屋根に被害を受けました。

特に風害被害は甚大でございまして、千里丘東 4 丁目の第 14 集会所、それから鳥飼下の第 15 集会所、この二つにつきましては屋根が完全にめくれ上がりまして、大がかりな修繕となりました。

復興状況なんですけれども、一津屋の第 6 集会所以外につきましては、平成 30 年度中に修繕を完了できております。

また第 6 集会所につきましては、市の文化財指定施設ということもございまして、これまで使用してきた屋根瓦、それと同等品、つまり文化財としての美観を保つことができる瓦を乗せる必要がございましたので、この瓦の手配に時間がかかりました関係で予算を繰り越しまして、工事の完成は今年の 4 月中旬となっております。

続きまして質問番号 9 番でございます。災害時の防災資機材備蓄、どういうものを活用したのかというお問い合わせなんですけれども、まず活用したのは市民の皆様にお配りしたブルーシートです。

その後、避難所運営に要します備蓄品を活用させていただきました。すなわち市民の皆さんが避難所で口にされた非常食でありましたり、飲料水、また毛布など、このあたりの備蓄品を活用させていただきました。

続きまして質問番号 10 番でございます。防災教育推進事業の委託料、なぜ執行額がゼロなのかというお問い合わせなんですけれども、これは主に小・中学校での防災教育を一層推進するための予算でございまして、昨年大阪北部地震が発生するまでは、近年大きな災害に摂津市は見舞われておりませんでした。

そこで災害経験のある東北地方や熊本地方の防災教育を吸収しまして、それを本市の小・中学校で実践する、フィードバックする、このための予算でございます。

平成 30 年度も当初は主に東北で実践されておられます防災教育を参考にいたしまして、そのノウハウを修得する予定で委託を進めようとしてたんですけども、昨年 6 月に我々も大阪北部地震で被災して、結果的に被災経験を持つことになりました。

そこでこの予算を使って東北地方の地震のことを勉強するんじゃなくて、我々が実際に体験した経験、これをもとに防災管財課と教育委員会が連携しまして、防災教育カリキュラムを組み立てようということになりましたので、この予算は執行ゼロで終わっております。

続きまして質問番号 11 番でございます。事務報告書 92 ページと 132 ページ、それぞれ防災関係、災害救助関係の事務が載っておりますが、その違いはということなんですけれども、まず 92 ページに載っております災害救助事業、これにつきましては大阪北部地震の初動活動、初期の活動に要した費用でございます。

それとあと 132 ページにございます大阪北部地震等災害対策事業、これにつきましては復旧、復興期及び職員の手当に関する人件費、こちらを盛り込んだものでございます。

続きまして、質問番号 12 でございます。去年の自然災害を受けまして、自主防災訓練、これをどのように工夫したのかというお問い合わせなんですけれども、この自主防災訓練は、主にそれぞれの地域の自主防災組織の役員が企画される自主的なものなんですけれ

ども、我々も一定、企画段階から協議の場に参加させていただいておりまして、自然災害を踏まえた訓練を働きかけてまいりました。

どの防災組織も工夫を重ねておられるんですが、去年この災害を受けて取り組まれたことといたしましては、一例を挙げますと千里丘地域では、例えば耐水貯水槽、ここから実際に水をくみ出されまして、その水をもとに炊き出し訓練を実施されました。

また三宅地区ではグループごとに震災時の検証ということで、市民の方の初動行動、どうとるべきだったかということで、グループごとに討論会を開催されました。

また味生地区では水害に備えまして、実際に避難先となる小学校の4階まで実際に避難行動をされて、校舎の中を上がっていくという訓練を実施されました。

このような形で、より実践に近い訓練が、ほかの地域にも広がるように働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号13番でございます。事務報告の62ページでございます防災演習の訓練の内容なんですけれども、この訓練は想定なんですけれども、まずマグニチュード7.5の地震に本市が見舞われたという設定で、地震発災後1日目、それから発災後3日経過後、この二つの場面に分けまして、二つのグループに分けて訓練いたしました。

一つ目のグループといたしましては、市長、副市長、教育長、そして全部長級が入りました対策本部会議、それと二つ目のグループといたしましては、その下に位置する次長級、課長級、いわゆる班長を中心としたグループ、この二つに分けまして、災害対応をどうするのかというところをクロスロード形式でシミュレーション訓練をいたしました。

その場、会議室に集まったメンバーに、その場で初めてこういう事態が起きました、どうしようと考えていただく訓練なんですけれども、一例を挙げましたら、例えば近日中に大規模な余震が発生するとのおわさが市内で広まっている。このため家屋に被害を全く受けていない市民の方も、続々と避難所に駆けつけた。もはや避難所はもう入り切れないほどの市民でいっぱいになってしまった。さあどうしようという想定であって、そこでジャッジを求めました。

もう一つ、例えば市内では停電箇所が何か所かある。夜になったら真っ暗である。街路灯もない。そういう真っ暗な状態で、市内で空き巣被害や盗難、ひったくりが多発している地域がある。警察も人手不足でとても手が回らない。市民の皆さんから市役所に夜警をしろと、見回れという声が上がっている。ただ職員も不眠不休の活動で疲弊し切っておりまして、人手が足りない。さあどういたしましょう。こういうことで、何とも難しい、実際に起こり得ますけれども、解決策が非常に見出しにくい事例につきまして、その場で対応策や市内の協力関係、これを構築するような訓練を実施いたしました。

以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、8番目の市立集会所簡易事業についてと、大阪北部地震後の修復状況について、基本的に全てしっかりと対応されたと理解をいたしました。これについては評価いたします。

ぜひ、迅速な復旧というものを、引き続き心がけていただければと思います。8番目は以上です。

続きまして、9番目、防災資機材及び備蓄について、水、食料品等を実際に活用されたというところを理解いたしました。そこで、今回、平成30年度の地震や台風で足りなかったものは何かと、その課題を受けて追加をする、あるいは考えている備蓄というのはどのようなものか、分析されているのか。お聞かせください。

続きまして、10番目の防災教育推進委託料について、ゼロというところについては、地震を受けたというところで、検討していると。

そこで、では実際、地震と台風とどのように分析をされているのか。今後、防災教育推進事業、その分析を踏まえて、どう進めていくつもりなのか。これは確認ですけどもお聞かせください。

続きまして、11番目、大阪北部地震等災害対策事業についてですけども、初動等体制確立後の復旧・復興期というもので分けているというところで理解をいたしました。その中で、多くの職員が非常に遅くまで、あるいはずっと休日にもかかわらず勤務をされていたという理解をしております。大阪北部地震等災害対策事業の特殊勤務手当と時間外勤務手当の内容というのについて、どのようなものか。お聞かせください。

続きまして、12番目、自主防災訓練のところですけども、いろいろと実際の災害を踏まえ工夫をされているというところを、理解をいたしました。

ぜひ、この年一回の防災意識を高揚させる貴重な機会を利用して、より実践的な訓練を、さらに、各地区のほうに普及していただきたいと思います。

そして、また今回、平成31年度から実施されています地域防災リーダー、いわゆる防災サポーター、これもしっかりと活用をしていただきたいと考えております。

当然ながら、教育委員会との連携も不可欠であります。6月議会で教育長からもしっかりと地域と連携して、教育委員会としてもやっていきたいという答弁もございました。これについては、担当課として適切に地域と、そして学校、そして市と連携して自主防災訓練をよりよい効果的な訓練にされるように、これについては要望といたします。

続きまして、13番目、災害対策本部訓練の内容については理解をいたしました。こちらについては、平成31年度の予算審査で防災管財課長が言われたように、防災訓練については住民の意識を高めるため、あるいは、警察や大阪府さまざまなライフライン関連の団体との初動体制を訓練するものと認識をしております。

つまり対外的な訓練というところで、それに比して災害対策本部訓練というのを、庁内の訓練により実施されていますが、それぞれが性質の異なるものであって、この二つは両方とも引き続き実施する必要があるかと思えます。

実際に、検証報告の「大阪北部地震を振り返って」には、諸所に災害時の課題の処置として、今後の対応に計画的に訓練を実施するなどの旨が記載をされています。

さらに言えば、毎年いずれかの部署で部長や課長がかわります。災害対応について、それぞれが適切に認識しているかを確認、指導する機会も必要不可欠であります。

改めて、この対外・対内の訓練を両方とも実施する必要があるかと思えますが、どのようにお考えか。お聞かせください。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災管財課長

では、質問番号 9 番、昨年 of 自然災害を踏まえまして、備蓄が足りなかったものは、また、この足りないという課題を踏まえて追加したものはというお問い合わせにお答えいたします。

昨年の反省点といたしましては、台風 21 号の際に、幾つかの避難所が停電に見舞われたこと。これが挙げられます。幸いにして、夕方の日没までに台風が過ぎ去りましたので、避難所を無事閉鎖することができましたが、避難所の電源確保、それから明かりの確保、この必要性を痛感いたしました。

そこで、本年度新たに各避難所にカセットボンベによります簡易発電機、そして照明器具として電池式のランタン、これを配備いたします。また、当然なんですけれども、市民に配るブルーシートや避難生活に欠かせない毛布なども追加で配備をいたします。

続きまして、質問番号 10 番でございます。今後、昨年の災害を踏まえまして、防災教育推進事業をどう進めるのかというお問い合わせなんですけれども、今年度より防災教育に関します予算は教育委員会に移管をしております。

ただ、防災管財課といたしましては、教育委員会と上手に連携いたしまして、本市の防災教育が向上するように努めてまいり所存でございます。

目指すべきところは、学校教育と地域の防災活動の融合でございます。これを目指しまして、ことしの 6 月の防災サミットも開催したものでございます。例えば、一例を挙げましたら学校教育で子どもたちに先生が備蓄品であったり、防災教育を当然すると。家に帰られたお子さんが、家庭に帰ってそういう話を家族でされると。また、次に家族みんなでそろって自主防災訓練に参加していただくと。こんな形で学校教育と地域の防災活動が上手に融合するように、我々防災管財課、うまいこと努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号 11 番でございます。

事務報告書 132 ページの大阪北部地震等災害対策事業の中の特殊勤務手当と時間外勤

務手当の内容なんですけれども、まず、特殊勤務手当は、職員が災害対応に当たった場合の手当で、大体主には罹災証明発行事務、また、家屋の被害状況調査、このあたりに従事した場合に支払われるものでございます。

それと、また時間外勤務手当なんですけれども、これは当然、時間外に勤務したもので、内容としては夜間に避難所運営に当たった。避難所対応に当たった職員に支払われた時間外勤務手当でございます。

続きまして、13番、訓練の必要性をどう踏まえるか。事務報告書62ページの部分でございます。訓練にはいろいろあると思います。ただ、大きく分けて二つに分かれるかなと考えております。

一つは、総合防災演習であったり、自主防災訓練など、事前に段取り、スケジュールを決めておいて、スケジュールどおりにこなす。いわゆる対外的な訓練に多いんですけども、こういう訓練。

もう一つは、何が起こるか分からない。中身を隠した状態で、とっさの判断力、対応力を鍛える。これは主に内部的な訓練。この二つに分かれるかなと思っています。この事務報告書62ページにございます訓練は、内容を隠した訓練でございます。去年、実際やらせていただいて、少々混乱したり、判断に時間がかかる場面もございましたが、このような内部訓練は本市の場合、ほかに余りございませんので、対外訓練だけではなくて、この内部的な訓練も、両方とも非常に必要な訓練であると。今後も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、9番目、備蓄品の件についてですけれども、地震や台風等々で足りなかったものを踏まえてカセットボンベ、あるいはブルーシートもしっかりと備蓄をされているというところ、適切に分析をされて実施をされているということについては理解をいたしました。ぜひ今後も備蓄については今回の教訓、そして、他市の教訓も踏まえ、計画的に実施するように要望をいたします。9番目は以上です。

そして、10番目、防災教育推進事業についてというところで、先ほどのご答弁があったように、教育委員会ともしっかりと連携をして防災教育を通じて家庭防災の充実、そして、自主防災訓練等の参加にもつなげていくと。ぜひそのようにまちごと・丸ごと防災というものをしっかりと意識をして連携をしていただければと思います。これも6月議会で教育委員会からしっかりとした防災教育については家庭での発災時の行動について等々、いろいろと非常に前向きな答弁をいただいておりますので、そこをぜひともしっかりと連携をしていただければと思います。10番目については以上です。

次に、11番目、大阪北部地震と災害対策事業の特殊勤務手当と時間外勤務手当の内

容についてというところで、それぞれ職員が非常に頑張っていたというところで必要な経費というところについては理解をいたしました。

それで、あと一つ確認なんですけども、災害給付事業の報償金の内容について、もう一度どのようなものかお聞かせください。

続きまして、13番目については、隊外・隊内の訓練、防災演習、そして、災害対策本部訓練、隊内・隊外の訓練を実施する必要性というのは十分にあるというところで理解をいたしました。9月18日の読売新聞の記事にもありますが、千葉県に甚大な被害をもたらした台風15号では、自治体初動のおくれが一部で問題視をされています。本市も南海トラフ地震などの想定外の大災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、大阪北部地震の教訓を生かし、日々の備えを行っていかねばなりません。公助の主たる役割を果たす市の指揮機能を担う防災管財課が責任を持って取り組まれるように、引き続き各訓練を実施されることを要望いたします。

○野口博委員長

1点ですね。川西課長。

○川西防災管財課長

では、質問番号11番、決算概要92ページの災害救助事業の中の報償金についてお答えいたします。

これは、大阪北部地震で鶴野地域のガスの供給が数日間ストップした際に、応急処置といたしまして、市内の2か所の公衆浴場を鶴野地域にお住まいの方に無料でご利用いただけるように手配するのに要した費用でございます。本来なら、利用者が公衆浴場にお支払いすべき金額を市が利用者人数に応じまして公衆浴場事業者にお支払いをしたものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

災害時の公衆浴場への費用というところで理解をいたしました。この柔軟な対応というのはすごくよい事例かと思えます。ぜひこういったさまざまな関係諸団体等を活用して災害対応に、そして災害対策、そして救助活動をしっかり取り組んでいただければと思います。これについても評価をいたします。

<建設部道路管理課>

○松本暁彦委員

続きまして14番目、決算概要110ページの土木維持作業事業と、同じく116ページ

ージの道路補修事業について、いずれも道路管理についてと思いますけれども、この二つの事業内容をお聞かせください。

続きまして15番目、同じく決算概要116ページで、道路維持事業についてですが、大阪北部地震や台風21号で道路の破損、あるいは街路樹等々の影響を受けたかと思えます。改めてその影響はどのようなものであったのかお聞かせください。

同じく決算概要116ページの駅前広場施設管理事業の、この修繕料について、どのような内容なのかお聞かせください。

○野口博委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは14番目のご質問の、土木維持作業と道路補修事業の違いについてお答えいたします。

土木維持作業業務委託では、市の管理する道路の施設における日常的な維持管理作業で、道路パトロールで発見した要対策箇所や、市民からの苦情要望、他課からの依頼などへの早期対応を行っております。

具体的な内容といたしましては、柵等の道路施設の修理や塗装、道路や水路などの清掃、草刈り作業、不法投棄物や地域美化活動で発生した残土の回収など多岐にわたっております。

作業の内容に合わせて作業員3名のAタイプ、または作業員2名のBタイプを使い分けながら日々の作業を行っておりますが、平成30年度は計847件の作業を実施しております。

また道路補修事業は、道路舗装の計画的な修繕を行うもので、年度計画に沿って工事業者に発注し、舗装打ちかえ等の修繕工事を行っており、平成30年度は市内各路線を5工区に分けて入札により発注し、約2.6キロメートルの舗裝修繕を実施しております。

次に15番目のご質問で、昨年大阪北部地震、台風21号における道路維持事業での対応についてでございますが、昨年の災害で道路管理課が所管します施設で被災を受けましたのは、大阪北部地震においてJR千里丘駅の橋上通路の排水施設及びその橋脚が被災を受けております。

この被災を受けた箇所につきましては、道路維持事業の修繕料ではなく、駅前広場の施設でございますので、同じく決算概要116ページの駅前広場施設管理事業の中の修繕料で対応しておりますが、その内容といたしましては、被災を受けました排水施設の点検修繕、また連絡通路の橋脚のタイルを落としまして、塗装を塗りかえるという緊急の修繕を行っております。

またこのほかに災害で対応した内容といたしましては、概要書110ページにございます土木維持作業事業の中で、土木維持作業業者を使いまして、災害の対応をしております。

ます。

具体的な内容といたしましては、大阪北部地震において道路への倒壊や落下の危険性のある石積みや瓦等に対して、通行者の安全を確保するためのバリケード設置や、道路上の震災瓦れきの撤去、回収など、11件の災害対応を行っております。

また台風21号では、飛散ごみの回収や、倒木した樹木等の撤去作業など、52件の対応を行っております。

16番目の駅前広場施設管理事業の内容についてでございますが、本事業につきましてはJR千里丘駅を初め、市内の各駅前広場において老朽化が進む橋上通路や歩道部のタイルの修繕、エレベーター等の機械設備の部品更新などを想定して、平成28年度から実施している事業でございます。

平成30年度の主な内容といたしましては、JR千里丘駅で、先ほど申し上げました地震で被災した排水施設等の点検修繕、連絡通路の橋脚の補修のほか、連絡通路の屋根の雨漏りに対する防水修繕、また、モノレール、南摂津駅では公衆便所の便器等の修繕を行っております。

今年度は、去年の震災で被害を受けましたJR千里丘駅前の橋上通路にある側溝等の排水施設の修繕とタイルが剥落した橋脚に化粧シートによる巻き立てを行うものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、14番目の道路土木維持作業と道路補修事業についてというところで、こちらについて日々のもとの計画的なものとしていると、合わせて、先ほどの15番目の台風、地震、そして台風21号でそれぞれしっかりと適切に対応されたということについては理解をいたしました。その中で、舗装について、改めてどのように計画をしているのか。お聞かせください。

続きまして、15番目は、先ほど言ったように、以上になります。

次、16番目、駅前広場補修についてというところで、こちらは地震、そして台風の影響ということでJR千里丘駅のほうを修復をされたというところで理解をいたしました。人が集まる場所です。努めて早急な処置をされたというところで評価をいたします。16番目については、以上です。

○野口博委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは、質問番号 14 番、道路補修事業における舗装の計画について答弁申し上げます。

道路の舗装は 5 年に一度調査を実施し、舗装のたわみやひび割れの状態から、要修繕、要経過観察、修繕の必要なしの 3 段階で劣化状況を評価しております。

直近では、平成 29 年度に調査をしており、舗装修繕の計画は、この調査で要修繕、または要経過観察と評価された箇所から、その路線の交通の重要度や沿道の住宅の立地状況、また舗装の要望の履歴などを考慮し、年度計画を立てております。

以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、14 番目の道路補修事業の舗装の計画に関しては、計画をされて適切に実施しているということで理解をいたしました。やはり市民ニーズの多くが道路に関することが非常に多いというところがございます。ぜひ適切な道路環境の維持というものを引き続き取り組まれるように要望いたします。

以上です。

<建設部道路交通課>

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして 17 番目、決算概要 112 ページで、交通安全啓発事業の一般職非常勤職員賃金について、この内容についてお聞かせください。

続いて 18 番目、決算概要 112 ページのところ、正雀駅南自動車駐車場管理事業についてですが、この正雀駅南自動車駐車場について、平成 30 年度の稼働率についてお聞かせください。

続きまして 19 番目、決算概要 114 ページ、交通安全対策推進事業で、台風 21 号の影響で、反射鏡についてどのような影響を受けたのかというものをお聞かせください。

続いて 20 番目、決算概要 114 ページ、公共施設巡回バス運行事業について、この年度の状況と、10 月から 2 台運行になったというところで、どのような状況になったのかお聞かせください。

○野口博委員長

永田部参事。

○永田建設部参事

それでは、松本委員の 17 番目の一般職非常勤職員の賃金についてのお問いにお答えさせていただきます。

平成 24 年 4 月の自転車安全利用倫理条例の施行に伴いまして、交通安全推進員として警察 OB の方を新たに雇用しており、その方の賃金という内容でございます。

推進員の職務内容としましては、交通安全啓発に関する交通安全推進業務であります。具体的な職務内容につきましては、春・秋の交通安全運動における啓発活動、スピーカー車載のパトロール車による自転車利用者への街頭指導、あるいは、外部団体から依頼の交通安全教室における講師など、交通ルールの順守を指導しております。

交通安全教室につきましては、平成 30 年度では、子育て支援センターにおける親子を対象とした教室、新鳥飼公民館主催で開催した安全教室などに取り組んで、交通ルールの周知に努めて啓発しているものでございます。

続きまして、18 番目の正雀駅南自動車駐車場の稼働率についてでございますが、まず、正雀駅南自動車駐車場の概要に載っている土地借り上げ料につきましては、大阪府の土地を行政財産使用許可を受けて支払っておる予算と支出している金額となっております。

駐車場の管理運営につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターにより管理・運営を行っており、正雀駅南自動車駐車場のほか、駅前における第 1、第 2、第 4、第 5 の自転車駐車場も同センターにより管理・運営いただいております。

利用状況についてでございますが、これは管理している自転車整備センターからの昨年度いただいたデータから申しますと、1 日の平均の利用状況については 8 台というような状況となっております。

駐車場の駐車枠については、全部で 14 台ありますが、1 日平均 8 台というような状況となっております。

続きまして、19 番目の道路反射鏡、台風 21 号による影響についてでございますが、昨年 9 月 4 日の台風 21 号発生後、翌日には道路交通課職員によりまして、市内に 1,300 基ほどある道路反射鏡全てを現地点検、確認を実施しました。

結果、約 4 分の 1 に当たる 305 基の道路反射鏡に被害があり、その確認をしたところでございます。

被害内容につきましては、大半が鏡面の方向修正、これが 209 基ほど、それから中には倒壊や支柱の傾き、また電柱に共架した反射鏡なども含めて一式取りかえというのが 52 基、その中でも倒壊についてのみが 4 基ほどでありました。鏡面のみの損壊というのが 25 基ほどとなっております。

台風発生後、市民からは早急に直してほしいという苦情の電話が約 200 件ほど入ってきておりました。道路交通課としても、交通安全対策上、早急な対策を講じる必要性から、緊急業務として早急に概算の修繕料を算出しまして、ほかの科目から道路反射鏡定期修繕や保守点検委託料など残っていた予算を流用させていただき、また、第 3 回定

例会において補正予算も上げさせていただき、300万円を追加して予算の確保ができた後、業者に発注をかけまして、その年の10月2日から12月19日の2か月半の間で年内中に全ての道路反射鏡の修繕を終了させていただきました。

次に、20番目の巡回バスの年度の状況、あるいは10月以前と以後の状況についてのご質問でございますが、公共施設巡回バスの利用状況につきましては、平成30年10月から2台運行を開始しておりまして、年度途中ではありますが、平成29年度と平成30年度で比較してみますと、平成29年度の利用者が1万2,810名、平成30年度の利用者が1万5,315名となっており、前年度比で見ますと、約20%の増加となっております。

10月の以前と以後で比較をしてみますと、2台運行以前の一年間の利用者が約1万1,800名に対しまして、2台運行後の一年間の利用者が約2万700人となっております。約75%の増加となっております。

また、ここ最近の利用者数につきましては、前年の同月比の倍となっている状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

そして、17番目、交通安全啓発事業の一般職非常勤職員賃金については、交通ルールの啓発等々いろいろと活躍されているというところを、理解をいたしました。非常に交通安全については、啓発はもちろん、非常に大切かと思えます。

さらに、ことしの大津市での交差点事件のように、交通安全推進は必須であります。そこで、交通安全対策で平成30年度の取り組みを踏まえ、課題、対策についてはどのようにお考えか。お聞かせください。

続きまして、18番目、正雀駅南自動車駐車場管理事業についてというところで、稼働、利用率等については理解をいたしました。私もふだん正雀地域のその駐車場を通るときに見ますけども、やはり利用率が低いと感じております。違法駐車対策も含めて、この利用率向上への改善というものはできないのでしょうか。

また、阪急正雀駅には50cc以上のバイクを置ける駐輪場がないと、駐輪場がありません。これも稼働状況が少ない原付駐輪場の活用も有効に活用すべきではないのでしょうか。どうお考えか。お聞かせください。

続きまして、19番目、交通安全対策推進事業の台風21号の反射鏡の被害については理解をいたしました。年度内で全て補修をしたということで、大変評価をいたします。

今、風害対応が話題となっておりますが、例えば、先ほど風で曲がったというところで、強風でも耐えられるように、しっかりと反射鏡を固定するなどの対策、あるいは、そ

のほかでも風害対策についてはどう考えているのか。お聞かせください。

続きまして、20番目、公共施設巡回バス運行事業についてというところで、2台にしたところ75%増という利用率が上がっているということは、理解をいたしました。その点については評価をいたします。

公共交通については、やはりそのほかの地域でもさまざまな地域から要望等々が上がっております。これにつきまして、やはりまた今後しっかりと検討をしていきたいと考えております。20番目は以上です。

○野口博委員長

永田部参事。

○永田建設部参事

それでは、17番目の大津市の事故を受けて、今後の対策についての考えについて答弁をさせていただきます。

交通安全対策につきましても、関係機関及び団体と連携をとり、日々取り組んでいるところであります。

ことし5月8日に発生した大津市の事故後、本市における安全対策につきましても、5月14日付で近畿整備局より園児等の移動経路における交通安全の確保についての周知に係る事務連絡が発出されております。

6月18日付では、内閣府、文部科学省、厚生労働省より未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検要領が幼稚園、保育所、認定こども園などの施設管理者に対しまして、緊急安全点検の上、その対策を検討するよう発出されております。

またあわせて、国土交通省からは道路管理者に対し、その点検、検討に積極的に協力するよう通知がされております。

以上のことから、本市が管理する道路について、道路管理者、施設管理者並びに摂津警察と合同点検を8月に実施したところであります。

この合同点検の結果を踏まえ、対策箇所の抽出と対策案の検討を9月に行い、実施する対策について10月に取りまとめたところであります。

対策内容については、国へも報告してございまして、対策のメニューとしましては、局所的な対策として安全・安心な歩行空間を確保するための車止めの設置や路側帯のカラー舗装化。また、一定の区間に対する面的な対策として、車両の速度抑制を目的とした対策。また、抜本的な対策として歩道の設置、拡幅などを予定してございます。

今後は、そのメニューの中から今年度予算で可能な対策を行い、その他につきましても、次年度以降、対策を講じていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、18番目の駐車場の利用率改善、それと50cc以上のバイクについての考えについてでございますが、自動車駐車場の利用状態が低い、この原因につきましても、やはり駐車場料金の設定が一つの原因であろうかと思っております。

正雀駅南自動車駐車場の駐車料金の設定が、最初の30分が200円と、以後30分

ごとに 100 円、周辺の駐車場におきましては、最初の 30 分が 100 円、以後 30 分 100 円で、最大料金が 500 円の設定となっております。料金の差が利用率に反映されていると思われます。

本市としましても、正雀駅前の違法駐車対策、防止対策です。これに向けての駐車場への誘導が図れるよう、駐車料金について自転車駐車場整備センターに対して、できるかどうかの検討をさせてまいりたいと考えております。

また、50cc 以上のバイクにつきましてですが、周辺のバイクの利用率について、特に正雀川沿いに設置している第 2 の置き場でございますが、ここも利用率が低い状態でありまして、この駐車場において、50cc 以上のバイクにも対応可能か。これにつきましても管理運営をしている自転車駐車場整備センターのほうと協議し、検討をさせていきたいと考えております。

続きまして、19 番目の道路反射鏡の固定の対策についての考えについてでございますが、道路反射鏡ハンドブックには、支柱と鏡体については、風荷重風速 40メートル に対する構造となっております。

昨年発生した台風 21 号では、瞬間の最大風速が 48.8メートルでありましたが、支柱や鏡体の被害が 77 基程度と、全体の 6%の被害だけでございました。

ほかにつきましては、鏡面の方向が変わったということで、風荷重を受けずに、方向修正のみの被害で軽減できたのかなと思っています。

よって、支柱と鏡面との接続部の強固対策につきましては、これまでどおりの構造で行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、17 番目、交通安全推進の課題対策についてというところで、いろいろと考えられているというところについては理解をいたしました。これも交通安全対策というのは、先ほどと一緒でとてもニーズの多いものでございます。特に、車のスピードに対する地域の要望等が多く、そういった意味では、先ほど言われた歩行空間と車両空間との境界の明示、あるいはカラー舗装化、速度を落とすためのハンプなど、いろいろとしっかりとこれを具体化できるように検討していただければと思います。これについては、以上です。

続きまして、18 番目の正雀駅南自動車駐車場に関して、かかる料金の設定と 150cc 以上のバイクの置ける駐輪場の検討というのは、ぜひ検討していただければと思います。よりよい駐車場、駐輪場の管理というものを要望いたします。以上です。

そして、次が 19 番目というところで、反射鏡の風害対策についての考えは理解をいたしました。反射鏡の固定は、逆に倒壊の危険性を招くというところでも理解をいたし

ました。ぜひ今後とも今回の教訓を研究されて、しっかりとよりよい交通安全対策推進事業を進めていただければと思います。これについても以上です。

<建設部都市計画課>

○松本暁彦委員

続きまして 21 番目、決算概要 120 ページ、都市景観事業について、この内容についてどのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長

西川部参事。

○西川建設部参事

質問の 21 番目、都市景観事業の内容についてお答えさせていただきます。

良好な都市景観形成を図るため、都市景観まちづくり要綱を定めまして、特に南千里丘周辺や千里丘新町におきまして、都市景観形成地区を定め、景観形成を進めております。

景観形成地区におきまして、建築物の建築や大規模建築物、例えば 10 メートル以上の建築物や大規模な工作物、それから広告物などの設置に伴う届け出に対しまして、学識経験者から助言をもらい指導を行っております。

また、もう一つの取り組みとしまして、景観パネル展を実施してございまして、その内容としましては、景観形成の取り組みの紹介、それから先ほど申しました南千里丘や、千里丘新町における景観形成地区、大規模建築物等の届け出制度を紹介し、それから、摂津市の魅力的な景観のテーマに、市民の皆様から写真を募集しまして、応募いただいた写真を紹介しております。以上です。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、21 番目の都市景観事業についてのところですが、都市景観をよくしようとするまちづくりを目指すもの、そして、それを啓発しているものと理解をいたしました。

私もこの景観パネル展を見させていただいたことありますけども、ちょっと人が少なかったりとか、せっかく景観パネル展をやっていますけども、どこまで趣旨を理解して見られているのかというところで、ややもったいないかと思っております。

そこで、シティプロモーションの観点で、どのようにこの景観事業について、パネル展も含めて連携させようと考えているのか。お聞かせください。

○野口博委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

答弁をお願いいたします。西川参事。

○西川建設部参事

質問番号 2 1 番、都市景観パネル展につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

このパネル展につきましては、先ほどもご説明いたしました。応募いただいた魅力的な景観の写真を紹介し、景観に対する意識啓発を図っておりまして、ホームページや広報紙を通じてご案内申し上げておりますが、やはり多くの方に目にさせていただく機会としては重要でございます。多くの方に来ていただきたいと思っております。

また、主旨が異なりますが、同様な写真の展示を他部署でも行っておりますことから、本市の魅力発信やシティプロモーションという観点から連携をしてみたいと考えております。以上です。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、2 1 番の都市景観事業についてというところで、景観パネル展、この事業の趣旨については理解できました。よい取り組みかと思えます。ぜひそれをさらに効果的に、もっと周知を広めていっていただくことで、市民の方が摂津市はこういう取り組みをしてるんだな。いいことだなというところを理解をして、さらにもっと長く住みたいなというような気持ちを醸成できる。そういったところをより他と連携して効果的に実施されることを要望いたします。

<建設部水みどり課>

○松本暁彦委員

次に 2 2 番目、決算概要 1 2 2 ページの花壇等の維持管理充実事業について、その内容についてお聞かせください。

続きまして 2 3 番、同じく決算概要 1 2 2 ページの電気機関車等公開事業の委託について、この内容がどのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、松本委員の 2 2 番目の問い、花壇等の維持管理充実事業について、その内

容と取組状況についてお答えいたします。

花壇等の維持管理充実事業は、市内に 5 6 か所あります花壇やプランターのうち、市が直営で管理する 2 0 か所の維持管理に係る費用であり、主なものとしましては、花壇に植える花苗や肥料などの原材料、フラワーポットや鉢などの消耗品、かん水用の水道代、花壇の修繕費などがございます。

取り組みといたしましては、花壇の花苗の植えかえや水やりなどを行っておりますが、市内で花いっぱい活動をしていただいている団体と協力し合いながら、花壇活動に取り組んでおります。

続きまして、2 3 番目、電気機関車等公開事業の業務内容についてお答えいたします。電気機関車等公開事業は、昭和 5 8 年に日本国有鉄道大阪鉄道管理局と電気機関車並びに、新幹線車両の無償貸与について、車両賃貸借契約が締結されたことに併わせて、昭和 5 9 年に車両の設置場所である新幹線公園が開園され、その 2 車両の公開事業をシルバー人材センターに業務を委託しております。

公開日は、毎月第 2、第 4 日曜日、3 月から 5 月は毎週日曜日と子どもの日 1 日、午前 1 0 時から午後 4 時まで新幹線並びに電気機関車の内部公開を行っております。

主な業務の内容といたしましては、業務委託仕様書に基づき、業務従事者 2 名により車両の開錠と施錠、車両内部及び周辺の清掃、入場者数の把握、施設の瑕疵の発見報告などでございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、2 2 番目、花壇等の維持管理事業についてというところで、状況については理解をいたしました。昨年もいろいろときれいな花があるということは評価をいたします。その上で、花壇活用の参画、拡大の取り組みはどのように行われたのか。お聞かせください。

続きまして、2 3 番目、電気機関車等公開事業の委託については理解をいたしました。この電気機関車等が置いてあります新幹線公園は、やはりちょっと外れたところにあるというところで、改めて公園の公開の周知方法について、どのようにされているのか。お聞かせください。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、松本委員の 2 2 番目の問いの 2 回目の花壇活動の参加者拡大に向けて今後の取り組みについてお答えいたします。

花壇活動におきましては、日ごろより市内の緑化推進にご尽力いただいております緑化推進連絡会に参加しておられる花いっぱい活動団体が現在 38 団体ございます。この団体で、先ほども 1 回目でご答弁申し上げましたが、市内花壇プランター 56 か所のうち、市直営花壇 20 か所を除いた 36 か所の花壇の維持管理を行っていただいております。

花壇活動を行う上での問題点としては、どの団体からも参加者の高齢化が進み、活動が難しくなっているとの声を聞いており、新たな参加者の獲得が課題となっております。

新たな参加者を募るきっかけづくりとして、現在、鶴野苗圃において、花と木の実践養成教室の生徒たちがモルタル造形物で西洋風の家やお城などを作成しており、それらを花壇に設置し、今までとは違った花壇をつくることで、花壇を見た若い方々やガーデニングを趣味にされている方々に広くアピールすることで、花壇活動に参加したい方がふえることを期待し取り組んでおります。

また、活動されている方々にも、今までと違った花壇づくりによって、今まで以上にやりがいを感じていただけるものと思っております。今後も、花壇活動の参加者をふやすためのきっかけづくりなどを検討してまいります。

続きまして、23 番目、新幹線公園の公開状況の周知方法についてお答えいたします。

新幹線公園の公開状況の周知方法につきましては、市ホームページや市広報誌、また、春の桜の時期や新幹線などの特集が組まれるような民間情報誌から問い合わせがあった場合、周知のほうを行っていただいております。平成 30 年度と同公園の来場者数は、公開日数 32 日で 7,637 人であり、月平均にしますと 636 人でありました。

現在、同公園までの案内といたしましては、歩いて来られた方は、大阪モノレール摂津駅をおりてから、摂津市役所の前を経由していくルートのご案内板しかなく、ほかのルートについてはございません。

また、車で来られた方に関しましては、同公園の周辺には駐車場がないことから、市役所駐車場をご利用いただき、そこから現地まで歩いていかないといけないというような不便な状況になっております。

我々としましても、同公園の周辺に駐車場がないということで、子ども連れのご家族の方に、あるいは体に障害を持っておられる方が同公園に来にくい状況をつくり出しているということは認識しております。

つい先日、駐車場を経営している業者に聞き取りを行いましたところ、同公園周辺に駐車場があれば、来場者数が増加する見込みはあるというようなお話もいただいております。

このようなことから、新幹線公園を広く知っていただくためにも、シティプロモーションを踏まえながら周知方法、また案内看板の増設、設置場所の選定、一番の課題としております駐車場を周辺に設置できないかなどをいま一度検討し、同公園の場所がわかりやすく、利用しやすい公園にしていきたいと思いますと考えております。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、22番目、花壇活動参加拡大の取り組みというところで、仕掛けづくり等々していきたいというところの理解をいたしました。ぜひこのやりがいづくりというのを大切にさせていただいて、参加している方々がやってよかったなという気持ち、それは例えばSNSへのアップだったり、いろいろ多くの方が参画するというところが大切かと思えます。またこれにつきましては、6月議会に取り上げました障害者の幸福度向上につながる地域活動との連携もぜひ引き続き検討されるよう要望いたします。

続きまして、23番目、新幹線公園の公開への周知方法等々、課題等も理解をいたしました。やはり中央環状線を通っていると、新幹線基地前で車をとめて写真を撮ってる方もちょこちょこ見ます。そういった意味では、新幹線公園の需要というのはあるかなと考えております。その中で、例えば、数台だけでも駐車場を確保するというだけでも大きな意義があるのかなと考えております。せつかく公開事業されて、多くの人が集まってもらっている。シティプロモーションの観点からもとてもいい材料でございます。それをもっともっと有効的に活用できるようにぜひ取り組みと、そしてまた広報とも連携したPRというのもしっかりと進められるように要望をいたします。

<建設部建築課>

○松本暁彦委員

続きまして24番目、同じく決算概要132ページ、大阪北部地震等災害対策事業（建築課）についての、この内容についてお聞かせください。

○野口博委員長

寺田課長。

○寺田建築課長

それでは、松本委員の24番目の大阪北部地震等災害対策事業、建築課が所管する部分につきましては、お答え申し上げさせていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、昨年の大阪北部地震、それと台風21号の復旧・復興にかかる経費のうち、被災住宅修繕支援金につきましては、その内容についてご答弁させていただきますが、この昨年の災害につきましては、屋根を初め一部損壊の被害状況が多くございました。

一部損壊の住宅につきましては、ほとんど公的な支援が得られないということから、市独自で被災住宅修繕支援金制度を創設いたしております。

その内容といたしましては、現に居住される住宅の所有者の負担軽減を図るため、屋

根や外壁等の復旧工事に要する費用の一部を補助する制度でございます。

工事費用は 30 万円以上を対象といたし、屋根や外壁、柱、床、基礎などの復旧工事を対象といたしております。

世帯全員の年間総所得 430 万円未満の方につきましては、外壁等の復旧工事に対しまして、上限 10 万円を限度として補助をさせていただいております。

住民税非課税の世帯、または医療費助成で、ひとり親家庭の方、重度障害の方、老人医療の対象者のいる世帯につきましては、上限額を 20 万円とさせていただいております。

ただし、屋根の修繕に含まれる場合につきましては、それぞれ 5 万円を引き上げさせていただいている制度でございます。

昨年の 10 月 1 日から受付のほうを開始させていただきまして、ことしの 6 月末までで受付を締め切らせていただいているところでございます。以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、24 番目、大阪北部地震等災害対策事業についてというところで、市独自で支援金も出したりと、少しでも早く復旧・復興の対応を支援されたというところについて、高く評価をいたします。

やはり前回のように地震、そして、引き続いて台風のように、あるいは、ことし、この前の関東での台風が 2 回連続してきているというところで、やはりいつ災害が繰り返し起きるといった可能性は否定はできません。少しでも早い復旧というのが必要になっているなどというのは、私も改めて認識をしたところでございます。引き続き、しっかりと対応していただければと思います。これについては要望です。以上です。

<消 防>

○松本暁彦委員

続きまして 25 番目、決算概要 126 ページの救急安心センター負担金について、これはこれまでの委員会でも幾度となくお聞きしていますが、これは平成 21 年度より大阪市消防局内において救急医療相談を受ける窓口で、本市も平成 22 年度より参画していると理解していますが、改めてその内容と、平成 30 年度の実績についてお聞かせください。

続きまして 26 番目、決算概要 126 ページの予防活動推進事業についてというところで、その取り組みについてお聞かせください。

27 番目、同じく決算概要の 128 ページ、消防本部車両・資機材整備事業についてですが、消防車両は年度ごとに更新計画を定め実施しているとお聞きしておりますが、平成 30 年度はどのような車両を更新されたのかお聞かせください。

続きまして 28 番目の決算概要 128 ページ、この摂津市の第二分団屯所についての事業について、その取り組みについてお聞かせください。

最後です。29 番目、事務報告書 429 ページの救急活動事業においてです。平成 30 年度の件数の内容等について、その状況についてお聞かせください。以上です。

○野口博委員長

日野参事。

○日野警備課参事

質問番号 25 番、救急安心センターおおさかの概要及び実績についてお答えいたします。

救急安心センターおおさかは、大阪市消防局内に設置されており、病院へ行くべきか、救急車を利用すべきか、どのような応急処置をとるべきかなど、急な病気やけがの相談と症状に応じた救急車の要否、救急病院の案内等、#7119 で電話をかけることにより、24 時間 365 日体制で市民に対し、相談員、看護師、医師が医学的な見地から適切なアドバイスを行うものでございます。

続きまして、平成 30 年度の救急安心センターおおさかの実績でございますが、大阪府全着信件数は 27 万 3,918 件で、そのうち摂津市からの着信件数は 2,308 件で、内訳といたしましては、病院案内が 1,093 件、救急医療相談が 1,122 件、その他が 62 件、緊急性の必要がありと判断し、救急車が出動した事案は 31 件でございました。以上でございます。

○野口博委員長

納家課長。

○納家予防課長

それでは、質問番号 26 番、予防活動推進事業の取組内容についてお答えいたします。

取組内容としましては、防火対象物、つまり建築物の消防用設備等の設置、設置完了された後の設置状況の検査や施設の維持管理などの保安や指導を目的とした立ち入り検査、開発行為等に係る消防同意、建築確認申請に伴う消防長同意、消防用設備等点検結果書の受理、防火管理者の選任、解任の届出受理、市民等からの相談や問い合わせの対応、住宅用火災警報器の設置、維持管理についての啓発活動等でありまして、地域住民の防火意識の高揚を図るための事業内容でございます。

○野口博委員長

木下課長。

○木下警備課長

それでは、質問番号 27 番、消防本部警備課所管であります消防本部車両・資機材整備事業についてお答えいたします。

消防車両につきましては、委員がご指摘のとおり、消防車両更新計画に基づき更新を行っているものでございます。

なお、消防車両の更新計画の作成、変更につきましては、政策推進課、財政課合議のもと、実施いたしております。また、中期財政見直しにもリンクしており、消防車両の整備に関しまして、一定の指標となっているものでございます。

そして、消防車両更新計画には、消防車両の特殊性を勘案いたしまして、車両によって車両年数、それと更新走行距離を定めているものでございます。この消防車両更新計画に基づき、平成 30 年度では救急自動車 1 台と消防指揮車 1 台、合計 2 台の車両を更新したものでございます。以上でございます。

○野口博委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

質問番号 28 番、決算概要 128 ページ、消防団活動事業のうち、摂津市第二分団屯所についての質問にお答えいたします。

昨年大阪北部地震の影響により、コンクリートブロック造でありました、摂津市第二分団屯所の壁に亀裂が入り、診断の結果、倒壊の危険性があることから、平成 30 年 11 月に解体を行いました。その解体に要しました費用が修繕料の 73 万 4,400 円でございます。

次に、屯所用地境界測量委託料の 46 万 659 円でございますけれども、屯所建設に際しての実施設計及び建築確認に必要な面積を確定するための業務委託の費用でございます。

また、測量結果に基づき隣地所有者に筆界確認を申し出ましたところ、見解の違いにより合意が得られず、法務局に筆界の判断を委ねることとなりました。

筆界特定制度への申請を、平成 31 年 3 月に行い、現在、その結果を待っているところでございます。この申請に要しました委託料が 3 万 2,940 円となっております。以上でございます。

○野口博委員長

小田原参事。

○小田原警防第 2 課参事

29 番、事務報告書 429 ページ、救急活動事業について答弁申し上げます。平成 30 年度救急出動件数は 5,160 件で、昨年の 4,979 件と比べ 181 件の増、1 日

当たりの出勤平均が 13.6 件から 14.1 件、同じく搬送人員は 12.5 人から 12.9 人へ増加しております。

また、事故種別で見ますと主なものでは急病 3,251 件、一般負傷 749 件、交通事故 515 件と、全て増加傾向にある現状でございます。

以上でございます。

○野口博委員長
松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、25 番目、救急安心センターの概要についてというのは理解をいたしました。それでですが、改めて、その成果と効果について、また、消防としてはそれを踏まえて、今後の考え方についてお聞かせください。

続きまして、26 番目、予防活動推進事業について、内容については理解をいたしました。これは、やはりこの要望活動推進事業が非常に重要であると考えております。平成 30 年度も、そして、またことしも火災が多々起きているところでございます。

そこで、この予防活動推進事業の重要と考えられる対策について、改めてお聞かせください。

続きまして、27 番目、消防本部車両・資機材の更新についてのところですが、救急自動車と消防指揮車の更新ということは理解をいたしました。

それでは、その更新の理由の内容と、その更新された車両をどのように活用されているのかというものを、お聞かせください。

そして、次が 28 番目の第二分団屯所の件ですが、地震を受けて、今、再建に向けて準備をされているというところを理解をいたしました。

しかしながら、やはりなかなか進んでいないというところも認識をしております。そこで、この第二分団屯所の今後の予定については、どのようなものか。お聞かせください。これは確認です。

29 番目については、救急活動の事業の総括というところで理解をいたしました。増加をしているというところで、改めて、本市の救急件数の増加の要因や傾向について、どのようなものか。お聞かせください。

以上です。

○野口博委員長
日野参事。

○日野警備課参事

それでは、質問番号 25 番、救急安心センターおおさかの成果、効果、考え方についてお答えいたします。

救急安心センターおおさかの最近の数値やデータから見て、消防の分析でございますが、徐々にではあります、市民の方々へ救急安心センターおおさかが周知されているものと考察いたしております。救急安心センターおおさか#7119に電話をかけることにより、吹田市・摂津市消防指令センターへの救急医療相談などの問い合わせ件数の減少につながり、結果といたしまして、救急車の適正利用に成果があったものと検証し、高く評価をいたしております。

また、救急安心センターおおさかは、適切な医療相談のほか、潜在的重症者の緊急性要否を医師の支援体制のもと、医学的見地から判断し、緊急を要する事案につきましては、吹田市・摂津市消防指令センターへ転送され、救急事案として救急車が出動するなど救命率の向上に寄与していることも大きな効果でございます。

消防本部といたしましては、消防防災訓練、救急救命講習会、各種イベント等を通じて根気よく周知活動を実施し、救急車の適正利用や救急安心センターおおさかの広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長

納家課長。

○納家予防課長

それでは、質問番号26番、予防活動推進事業の中での重要と考えられる取り組みについてお答えいたします、

一つ目は、火災件数を減少させる取り組みであります。具体的には、消防車4台によりまして、夜間巡回における火災防火広報の実施、各種火災発生注意喚起をホームページに掲載、年間2回実施される火災予防週間での駅舎や公共施設へのポスターの配布、また、各自治会や各小学校区、連合自治会での火災訓練指導時において、火災についての怖さや注意喚起を講話するなど防火安全に努めております。

二つ目は、火災被害を減少させる取り組みであります。特に、一般住宅における住宅用火災警報器の設置が重要と考えられます。

具体的には、設置や維持管理に向けての啓発をホームページへ掲載、自治会等の消防訓練指導時でのチラシの配布、職員により個別調査を実施し、設置や維持管理を指導しております。

さらに、地域に入り込んだよりきめ細やかな啓発活動が重要と考え、地域に密着した防災リーダーであります消防団の皆様と協力をいただきまして、消防団と消防本部が連携を図り、パンフレット等を作成し、普及及び維持管理について周知を図っているところでございます。

三つ目は、1年を通じまして、火災等の件数の増減や原因を精査いたしまして、特異な事案については消防訓練指導時に注意喚起をするなど次年時によりよい成果を出せるよう取り組んでおります。

今後におきましても、市民の皆様のご大切な命を守ることを第一に、継続的に活動を展開してまいりたいと考えております。

○野口博委員長

木下課長。

○木下警備課長

それでは、質問番号 27 番、松本委員からの 2 回目のご質問、救急自動車と消防指揮車の更新理由の内容、それから、更新車両の活用についてお答えいたします。

まずは、救急自動車の更新でございますが、救急車、正確には高規格救急自動車でございますが、先ほど申し上げました消防車両更新計画に基づき、救急車におきましては、更新基準 8 年、10 万キロメートルと定めていたものでございまして、今回、更新の救急車は、平成 21 年度に購入、配備されたもので、購入からは 8 年以上が経過し、走行距離は 14 万キロメートルを超えていたものでございました。

さらに、救急事案は、1 件当たり約 1 時間程度所要のため、エンジンにあつては相当な時間を稼働し、かなりの劣化が進んでいたものでございました。

また、救急車に積載しております高度救命処置用資機材も並行して年間 4,000 件をはるかに超える救急事案により、同じく劣化が進み、更新が必要な状況となっていたものでございます。

高規格救急自動車は、高度救命処置用資機材と併せまして、適正な計画に基づき更新を実施し、年々増加する救急件数や救急に対する市民からの高まるニーズにしっかりと対応していくものでございます。

続いて、消防指揮車の更新についてご説明申し上げます。消防指揮車でございますが、こちら消防車両更新計画に基づき、消防指揮車におきましては、10 年、10 万キロメートルと定めていたところでございまして、旧の指揮車は、平成 18 年度に購入、配備されたものでございました。購入から 12 年が経過し、走行距離自体は最終的に約 2 万 7,000 キロメートルでございましたが、指揮活動に必要な資機材の積載により重量が増し、全車重を支える足回り、電気系統等において著しく劣化が進んでいたものでございました。

また、緊急消防援助隊の計画の変更に伴いまして、大阪府代替の状態も促進され、摂津市は、後方支援小隊の増隊が割り当てられた経緯もございます。このように、緊急消防援助隊に後方支援車として登録することを前提に、消防指揮車を更新し、災害現場での指揮活動はもちろんのこと、多方面での活動も可能な車両となっております。

消防本部といたしましては、財政状況が厳しい折ではございますが、今後におきましても、効率的かつ適正なよりよい車両更新を実施いたしまして、市民の安全・安心をしっかりと厳守していく考えでございます。

以上でございます。

○野口博委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

質問番号 28 番、2 回目の質問の摂津市第二分団屯所の今後の予定についてお答えいたします。

今月初め、法務局に進捗を確認いたしましたところ、最終結果は、本年中になる可能性があるとの回答でございました。今後の予定でございますが、法務局の判断結果が 12 月末になったとしまして、また、直ちに相手方と境界について合意が至った場合でも、今年度の完成は非常に厳しくなっているのかと考えているところでございます。消防本部といたしましては、法務局の判断が示されれば、直ちに次の準備に取りかかり、鋭意進めてまいりたいと考えております。

なお、大変ご不便をおかけしております地元の第二分団には、都度、報告を行いご理解をいただいているところでございます。以上でございます。

○野口博委員長

小田原参事。

○小田原警防第 2 課参事

29 番、救急件数増加の要因や傾向についてご答弁いたします。平成 30 年度の救急搬送人員 4,716 人に対しまして、65 歳以上の高齢者の搬送人員は 2,629 人、昨年度より 123 人増と搬送人員全体の約 56% を占めており、高齢化社会を背景に今後も増加傾向で推移するものと考えられます。

また、昨年 of 異常気象により、熱中症で救急搬送された方が 88 名と、調査開始以来過去最高となったことも増加の要因と考えております。以上でございます。

○野口博委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

続きまして、25 番目、救急安心センターの取り組みについては理解をいたしました。大きな成果が出ているというところで認識をいたしました。ぜひこれについては評価いたしますので、しっかりと引き続き取り組まれるように、周知されるように頑張っていたいただきたいと思います。これについては以上です。

続きまして、予防活動推進事業についてというところで、三つの取り組みということで上げられました。例えばですけれども、台風後に停電が起きて、その後、ろうそくが倒れて火災が起きたという事象もございました。やはりそういった時期、そして状況に応じてそれぞれの火災が起きる状況というのも変わってくるかと思っております。日々の活動と

もあわせて時々状況に応じて適切な要望活動というのを実施していただければと思います。これはしっかりと分析をされることが大切かと思えます。やはりそういった事業でそういった情報が集まるのが消防でございますので、しっかりと分析をし、それぞれの時期にあった要望活動というのを取り組まれるように要望いたします。要望活動についても以上です。

続きまして、消防本部車両の機材の整備というところで、今回も必要な機材というのは整備したというところで理解をいたしました。やはり、毎年のように大災害が頻発して起きる現状においては、しっかりとものの整備というのも重要であることは重々理解をしております。しっかりと引き続き進められるように要望いたします。

続きまして、第二分団屯所の今後の予定というところで、ことし中に法務局の判断結果が出る可能性があるというところで、なかなか前から進んでいないということは理解をしております。しかしながら、これについては実際速やかにしっかりと作業を進めてもらえればと思いますので、要望をいたします。

そして、最後ですね。救急活動増加の要因や傾向についてというところについては、高齢化社会を背景にというところで理解をいたしました。この傾向というのは、今後もおっしゃるとおり増加すると私も考えております。これについては、先ほどの救急安心センターおおさかと同じように、それぞれがしっかりリンクをして、活動して、市民の命を守る取り組みに引き続き取り組んでいただければと思います。これも要望で終わります。

以上で終わります。

○野口博委員長

続いて、弘委員。